

平成30年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：消費生活課
 担当名：総務・企画調整担当
 内線：2935 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業
B29	消費者行政活性化補助事業費			一般会計	総務費	県民費	消費者対策費	消費者行政活性化事業費
事業期間	平成21年度～平成37年度	根拠法令	消費者安全法			宣言項目		
						分野施策	020412 消費者被害の防止	
1 事業の概要 消費生活相談窓口の機能強化等、市町村が行う消費者行政活性化のための事業に補助を行う。 (1) 消費者行政活性化補助事業費 △22,120千円 市町村への補助金交付決定額が予算額を下回ったことに伴う減 (2) 消費者行政強化補助事業費 △1,101千円 市町村への補助金交付決定額が予算額を下回ったことに伴う減				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 消費者行政活性化補助事業費 87,880千円(当初 110,000千円) イ 消費者行政強化補助事業費 8,899千円(当初 10,000千円) (2) 事業計画 ア 消費生活相談窓口の機能強化や啓発事業等、市町村が消費者行政活性化のために行う事業に対する補助。 平成30年4月 市町村事業計画作成 → 消費者庁提出 4月 事業承認 → 事業実施 イ 国が取り組むべきと考える重要な消費者政策の推進等、市町村が消費者行政強化のために行う事業に対する補助。 平成30年4月 市町村事業計画作成 → 消費者庁提出 4月 事業承認 → 事業実施 (3) 事業効果 消費生活相談窓口の整備・消費者への啓発・消費者被害の未然防止、早期発見が図られ、安心して安全な消費生活を確保することができる。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 消費者団体との連携などの事業へも補助を行うことができることから、地域ネットワークが形成される。 (5) 補正予算の概要 (1) 消費者行政活性化補助事業費：市町村への補助金交付決定額が予算額を下回ったことに伴う減額。 (2) 消費者行政強化補助事業費：市町村への補助金交付決定額が予算額を下回ったことに伴う減額。				
2 事業主体及び負担区分 (1) (県10/10) 市町村0 (2) (県1/2) 市町村1/2								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.0人=9,500千円								
				財 源 内 訳				
予算額		国庫支出金	繰入金				一般財源	補正後の 予算額
決定額	△23,221	△18,221	△5,000				0	96,779
現計額	120,000	42,000	78,000				0	